

# 外国仲裁機関による中国国内における 仲裁判断の効力

——国際化に向けた司法解釈の変更と仲裁法改正案——

Effectiveness of Arbitral Awards in China by Foreign Arbitral Institutions:  
Internationalization of Chinese Arbitration-Changes in Judicial  
Interpretation and Proposed Amendments to the Arbitration Law

梶 田 幸 雄\*

## I はじめに

中国が、これまで以上に国際商事仲裁の国際化を推進しようとしている。現在、1995年に施行された仲裁法の改正作業を始め、2021年7月30日に全国人民代表大会常務委員会の会議において中国共産党及び国務院弁公庁により「仲裁法（改正案）」が示され、パブリックオピニオンが求められている。

この仲裁法改正の論点の1つに、中国に設立された外国仲裁機関に中国国内における仲裁業務を許可するか否かという問題がある。この点については、実務の方が先行しており、すでに外国仲裁機関が中国国内（本土）で行った仲裁判断の承認・執行事例がある<sup>1)</sup>。中国の法院が、外国仲裁機

---

\* 所員・中央大学法学部教授

1) Jian Zhang, "Good News or Bad News? Arbitral Awards Rendered in China by Foreign Arbitral Institutions Being Regarded as Chinese Awards", <https://www.chinajusticeobserver.com/a/good-news-or-bad-news-arbitral-awards-rendered-in-china-by-foreign-arbitral-institutions-being-regarded-as-chinese-awards> (2020年11月30日最終閲覧)

関が中国本土で行った仲裁判断を中国の仲裁判断とみなした初めてのケースとして、国際商業会議所（ICC）国際仲裁裁判所が広州市で臨時仲裁（アド・ホック仲裁：ad hoc 仲裁）を行い、仲裁判断を示し、この仲裁判断が中国の法院によって有効と認定された「プレントウッド（米国法人）と広東閩安龍機械設備製造有限公司の事件」（以下、「プレントウッド事件」という）がある。2020年8月、広州中級人民法院は、ICC国際仲裁裁判所による当該事件に対する仲裁判断を中国国内の仲裁判断と同様のものと認め、民事訴訟法に従って執行されるものとする判決を言い渡した。これまでは、中国の法院は、外国仲裁機関が中国国内で仲裁を行うことを約定した合意を無効とするか、又は外国の仲裁判断とみなしていた。今、中国は、外国の仲裁機関が中国に事務所を設置し、中国で仲裁することを歓迎しており、プレントウッド事件はこの趨勢に道を切り開いたものと評価できるだろう。

しかし、まだ仲裁法が改正されていないところ、中国全国の法院で同様の判決が下されるか否かは判然としない。また、現時点における仲裁法改正案において、この点について明確な規定が準備されているとはいえない。紛争当事者は、中国国内を仲裁地として指定し、中国国内に設立された外国の仲裁機関に仲裁付託し、仲裁判断を得た場合、その承認・執行に際して中国の法院が当該仲裁判断をどのように審理するのか事前に研究しておく必要がある。

そこで、本稿では、(1)プレントウッド事件における外国仲裁機関の中国国内における仲裁判断の効力に対する論点を整理し、(2)これまでに外国仲裁機関が中国国内で仲裁を行い、判断を示した事件における法院を中心とした観点を考察しながらプレントウッド事件の新たな論点を明らかにし、(3)これに関連する仲裁法改正案の問題、及び改正案に対する見解を示したいと考える。以上の検討を通じて、今後の動向を予測することができるかも知れない。

中国国内で事業を行う企業は、中国国内で外国仲裁機関に仲裁付託できるか否かは、紛争解決の公平・公正さを担保する上で、大きな関心事であ

る。本稿において、この点に関しての課題についても指摘しつつ、若干の回答を試みる。

## II ブレントウッド事件

### 1 事実関係

ブレントウッド事件の経緯、概要は以下のとおりである<sup>2)</sup>。

Brentwood Industries Co. Ltd. (売主。米国法人。以下、「ブレントウッド」という)と広東省閩安龍機械設備製造有限公司、広州市正啓貿易有限公司及び広東省環境工程装備総公司(買主。いずれも中国法人。以下、「中国企業」という)は、2010年に建設機械の売買契約を締結した<sup>3)</sup>。この契約において、以下のとおりの紛争解決条項が約定された。

“この契約から生じたか、又はこの契約に関連して生じたいかなる紛争も、友好的協議により解決するものとする。協議が調わない場合には、国際商会仲裁委員会に申し立て、国際慣行によりプロジェクトの所在地において仲裁を行う。当該仲裁委員会の示した仲裁判断は終局的なものとして、当事者双方に対する拘束力を有する。仲裁委員会が別途裁定するほか、仲裁費用は給付義務を負う一方が負担する。仲裁言語は中国語と英語の2カ国語とする。”

この売買契約の履行に関して、当事者間で紛争が生じた。そこで、ブレントウッドは、2010年12月16日に広州市中級人民法院(以下、「広州中級法院」という)に中国企業の契約不履行につき訴訟を提起した。しかし、契約書に仲裁条項があることから、この訴えは受理されなかった。

- 
- 2) 以下、中国の法院の判決文から事件の概要を整理するが、元の判決文に不正確な表現などがあると思われるので、筆者が若干の加筆・修正をしている。
- 3) 契約内容が単純な機械の輸出入契約であるのか、プラント設備の据付のようなものも含まれるのかは明らかではない。

ブレントウッドは、2011年5月9日に広州中級法院に契約書における仲裁条項の無効確認の訴えを提起した。これに対して、広州中級法院は、2012年2月にブレントウッドの訴えを棄却し、仲裁条項の有効性を確認する判決を下した。

そこで、2012年8月31日にブレントウッドは、ICC国際仲裁裁判所に仲裁を申し立てた。2014年3月17日にICC国際仲裁裁判所の単独仲裁人であるJane Willemsは、広州で仲裁判断を示した。この仲裁判断は、基本的にブレントウッドの請求を認め、被申立人に給付義務を負わせるものであった。しかし、中国企業が仲裁判断を任意に履行しないので、ブレントウッドは広州中級法院に仲裁判断の承認・執行を求める申立てをした<sup>4)</sup>。

## 2 当事者の主張

### (1) ブレントウッドの主張

ブレントウッドは、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（以下、「ニューヨーク条約」という）、中国民事訴訟法第283条<sup>5)</sup>、中国仲裁法第62条<sup>6)</sup>、及び最高人民法院の司法解釈<sup>7)</sup>「ICC仲裁裁判所の10334/

---

4) 広州市中級人民法院（2015）穗中法民四初字第62号民事裁定书。Brentwood Industries v. Guangdong Fa-anlong Mechanical Equipment Manufacture Co. Ltd. (2020)（布蘭特伍德工業有限公司，広東閩安龍機械成套設備工程有限公司申請承認与執行法院判決）<https://www.chinajusticeobserver.com/law/x/2015-sui-zhong-fa-min-si-chu-zi-no-62-20200806/chn>（2020年11月30日最終閲覧）

5) 第283条「国外の仲裁機関の判断で中華人民共和国人民法院の承認・執行を必要とする場合には、当事者が直接に被執行申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならず、人民法院は中華人民共和国が締結又は加入している国際条約により、若しくは互恵の原則により処理しなければならない。」

6) 第62条「当事者は、判断を履行しなければならない当事者の一方が履行しない場合は、相手方当事者は、民事訴訟法の関係規定により人民法院に執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。」

7) 司法解釈とは、法により最高人民法院に付与された職権であり、最高人民法

AMB/BWD/TE 判断の執行拒否の上申に関する回答<sup>8)</sup>(この内容については後述する)により、当該仲裁判断は外国仲裁判断又は香港仲裁判断として承認されるべきであると主張した。

具体的には、(1)最高人民法院の前述の司法解釈によれば、ICC 国際仲裁裁判所は中国国内で仲裁業務を行うことが認められており、ICC 国際仲裁裁判所が中国国内で仲裁により紛争を解決することを約定した仲裁合意は有効であり、(2)ICC 国際仲裁裁判所が示した終局的仲裁判断は、ニューヨーク条約の規定により中国国内で承認・執行されるものであり、(3)仮に中国の法院が仲裁判断は、ICC 国際仲裁裁判所の香港における支部が示したものであるとするならば、この仲裁判断は香港仲裁判断として「内地と香港特別行政区の仲裁判断の相互執行に関する処理について」の規定により承認・執行されるべきである<sup>9)</sup>、というものであった。

## (2) 中国企業の主張

これに対して、中国企業は、以下のとおりの主張をした。

ICC 仲裁規則第31条<sup>10)</sup>は、「仲裁判断は、仲裁の行われた場所で……なされたものとみなされる」と規定している。すなわち、仲裁地の所在国が仲裁判断の国籍を決定するということである。したがって、本件は、仲裁地が広州であるため、仲裁規則に従った仲裁判断は中国の仲裁判断ということになる。ところが、ICC 国際仲裁裁判所は、中国の仲裁機関ではない。この訴訟に関係する「最終的な仲裁判断」は、外国の仲裁機関によっ

---

院が法の執行過程において法律問題を具体的にいかに適用すればよいかということについて司法効力のある解釈をすることをいう。

8) 最高人民法院「关于不予执行国际商会仲裁院10334/AMB/BWD/TE 最终裁决一案的请示复函」(【2004】民斯他字第6号)。

9) ICC 国際仲裁裁判所アジア事務所(香港)は、「内地と香港特別行政区の仲裁判断の相互執行に関する処理について(关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排)」(2019年10月1日発効)により、中華人民共和国最高人民法院及び香港特別行政区政府により、適格機関として認定されている。

10) 本件係争時には ICC 仲裁規則(2012年)であるが、2021年の規則も同様である。

て行われたものであり、国内の仲裁判断でも外国の仲裁判断でもない。中国は、ニューヨーク条約に加盟した際に留保声明をしており、中国は他の締約国の領土内の外国仲裁機関によって行われた仲裁判断のみを承認・執行する。相互主義の原則に基づいており、外国仲裁機関が中国国内で行った仲裁判断の条約への適用は排除される<sup>11)</sup>。

### 3 広州中級法院の判決

広州中級法院は、2020年8月6日に以下のとおりの判決を言い渡した<sup>12)</sup>。

「広州中級法院は、両当事者の仲裁条項を有効と認める。その理由は、以下のとおりである。プレントウツドの申立てにより、ICC 国際仲裁裁判所は、中国広州市で仲裁を行い、判断を示した。本件仲裁判断は、中国本土の外国仲裁機関による仲裁判断であり、中国の渉外仲裁判断とみなすことができる。この仲裁判断に関係する当事者が、仲裁判断を履行しなかった場合、プレントウツドは、中国民事訴訟法第273条<sup>13)</sup>により、仲裁判断の結果として給付義務を負う者の住所地又は財産所在地の中級人民法院に訴えを提起することができる。仲裁判断の履行を確保するため、プレントウツドは、ニューヨーク条約又は「本土と香港特別行政区間の仲裁判断の相互執行に関する処理について」に従って、仲裁判断の承認・執行を請求すると主張している。し

---

11) 中国は、ニューヨーク条約の加盟に際して、「互恵留保」により、同条約の締約国（中国以外）の領域内においてなされた仲裁判断を承認・執行するとしており、非内国仲裁判断（non-domestic award）は、ニューヨーク条約に基づけば中国で承認・執行することはできないとしている。

12) 前掲注3)に同じ。

13) 第273条「中華人民共和国の渉外仲裁機関の判断を得た場合には、当事者は、人民法院に訴えを提起することはできない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、もう一方の当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に執行を申し立てることができる。」

## 外国仲裁機関による中国国内における仲裁判断の効力

かし、これは適用法に誤りがある。本法院は、このことを繰り返し説明し、プレントウッドに補正するように求めたが、プレントウッドはこれを拒否した。故にこれによって生じる法的結果についてプレントウッドは受容するものと認める。本件は、外国仲裁判断の承認・執行の事件とみなされるべきではなく、法律に従って審理を終了する。なお、この訴訟が終了した後にプレントウッドは法律に従って、仲裁判断の承認・執行のために別途の申立てを提起することができる<sup>14)</sup>。”

### III 分析と検討

広州中級法院は、プレントウッドの請求を棄却した。しかし、その理由は、ICC 国際仲裁裁判所が広州で仲裁を行い、示した仲裁判断は、プレントウッドが主張する外国仲裁判断ではなく、涉外仲裁判断であると認められるからである。広州中級法院は、当事者が約定した広州を単なる審問の地ではなく、「仲裁地」と認定し、仲裁判断の国籍（nationality of arbitration）を判断する基準としたということである。この点において、中国の法院が、外国仲裁機関が中国本土で行った仲裁判断を中国の仲裁判断とみなした初めてのケースということになる。

では、中国の法院が従来と異なる判断をした根拠はどこにあり、いかなる基準で国内仲裁と判断したのか、従来の判断基準を覆した法院の考えはどこにあるのか。本件における中国企業の主張は、従来の判例において法院が裁定したところを踏襲しているものであるのか、又は何らかの違う主張があったのか。紛争当事者及び広州中級法院の論点を整理すると、第一に、(1)本件の仲裁判断の性質は、国内仲裁判断、涉外仲裁判断、又は外国仲裁判断のいずれに分類されるのか、そして、それはいかなる基準で判断されたのかという点と、第二に、(2)ICC 国際仲裁裁判所が中国国内で仲

---

14) この判決後にプレントウッドがいかなる措置を採ったのかに関する報道はない。

裁業務を認められる機関であるのか否か、という2点に集約できる。そこで、以下、この点について分析・検討をする。

上述したとおり、本件は、中国の法院が、外国仲裁機関が中国本土で行った仲裁判断を中国の仲裁判断とみなした初めてのケースである。これに対して、中国企業の主張は、基本的に従来の通説に基づくものである。そこで、本件について以下で検討するに際しては、中国企業の主張の根拠を明らかにし、これに対して、法院がどのような解釈の変更をしたのか、その根拠は何かを明らかにするのが適当であると考えるので、この順番で検討をする。

### 1 仲裁判断の分類による仲裁受理要件の障壁

中国企業の主張は、本件は、中国国内で行われた仲裁であるから、国内仲裁であり、この国内仲裁をICC仲裁裁判所が審理をし、仲裁判断を示すことは、仲裁法で認められないということである。このような主張の根拠は、どこにあるのか。

そもそも、仲裁法は、国内仲裁と涉外仲裁の2部から構成されており、第7章で涉外仲裁に関する特段の章を設けている。さらに中国はニューヨーク条約に加盟したことで、締約国間における外国仲裁判断の承認・執行を定めている。そこで、中国には、仲裁判断について、大分類として(1)中国国内における仲裁判断と、(2)外国仲裁判断（非国内仲裁）の2つがあり、前者は、(1)-①国内仲裁判断と(1)-②涉外仲裁判断に小分類される。では、本件のICC国際仲裁裁判所の仲裁判断は、上記のいずれに該当するのか。中国企業は、いずれにも該当せず、適法な仲裁ではないという主張をしている。

国内仲裁判断（(1)-①）とは、中国国内における取引に関する紛争を国内仲裁機関が審理をし、示した判断のことをいう。中国国内の外資系企業間の取引であっても、目的物も中国国内にあるような取引であれば、国内取引であり、この取引から生じた紛争を外国の仲裁機関に仲裁付託することは認められないとしてきた。



## 外国仲裁機関による中国国内における仲裁判断の効力

涉外仲裁判断 ((1)-(2)) とは、最高人民法院が2015年2月4日に施行した「民事訴訟法の適用に関する解釈」<sup>15)</sup>(以下、「民訴法適用解釈」という)第522条により、民事関係に、①当事者の一方又は双方が外国公民、外国法人若しくはその他の組織、無国籍人であるとき、②当事者の一方又は双方の常居所が中華人民共和国の領域外にあるとき、③目的物が中華人民共和国の領域外にあるとき、④民事関係の発生、変更又は消滅という法律事実が中華人民共和国の領域外で生じたとき、⑤涉外民事関係のその他の事情があると認定できるとき、の事由のいずれか一がある事件について示された仲裁判断のことをいう。ニューヨーク条約の適用があるのは、この仲裁判断についてである。

外国仲裁判断(非国内仲裁)は、上記の涉外事件と同様の事由があり、当事者が紛争解決につき外国仲裁機関に仲裁付託する合意をし、外国仲裁機関が示した仲裁判断をいう。

このように、中国は仲裁地をもって仲裁判断の国籍とするのではなく、「仲裁機関の所在地」を基準とし、判断をニューヨーク条約による判断、国内仲裁判断、涉外仲裁判断及び香港・マカオ・台湾地区の仲裁判断に分類していた。そこで、中国において、中国本土における外国仲裁機関による仲裁判断が、「非国内判断」として認定されるか否かに関する議論は、司法実務において常に問題となってきた。

例えば、2004年のドイツの Zublin International GmbH (Zublin) と中国無錫沃可通用工程橡胶有限公司(無錫公司)の事件(以下、「Zublin 事件」という)<sup>16)</sup>がある。この事件では、Zublin と無錫公司とが無錫における工

---

15) 最高人民法院「關於適用〈中華人民共和國民事訴訟法〉的解釋」2014年12月18日最高人民法院審判委員會第1636次會議において採択・公布、2015年2月4日施行 [https://www.spp.gov.cn/spp/flfg/sfjs/201502/t20150205\\_90222.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/flfg/sfjs/201502/t20150205_90222.shtml) (2021年11月30日最終閲覧)

16) 趙秀文「从旭普林公司案看中国内地法院对國際商事仲裁的監督」[https://ccpl.law.hku.hk/content/uploads/2018/03/Pub/Conf%20&%20Seminar/ZhaoXiuwen Chinese.pdf](https://ccpl.law.hku.hk/content/uploads/2018/03/Pub/Conf%20&%20Seminar/ZhaoXiuwen%20Chinese.pdf)

場建設請負契約につき、紛争解決条項として「ICC 仲裁規則により上海で仲裁を行う」ことを約定していた。紛争発生後、契約で約定した仲裁条項に基づき、ICC 国際仲裁裁判所が上海で仲裁を行い、判断を示した。この仲裁判断の承認・執行が無錫中級人民法院に申し立てられたところ、無錫中級人民法院は、当該仲裁判断は、「国内判断」ではないという問題を提起した。無錫中級人民法院は、「（この事件で承認・執行が申し立てられた）仲裁判断は、ICC 国際仲裁裁判所によって行われ、判断が示された。そして、両当事者は1958年のニューヨーク条約の適用に異議を唱えていないので、この場合には1958年のニューヨーク条約を適用すべきである」とした。ただし、「この事件は、外国仲裁判断の承認・執行請求であったが、他方では、この判断は国内判断であり、論理的な矛盾がある」<sup>17)</sup>という補足的な見解を示した。ICC 仲裁判断は外国仲裁判断であるが、上海で行われたことは外国仲裁判断とはいえず、国内判断ということになるので、外国仲裁判断として承認・執行を求めることには矛盾があるという趣旨であろう。これに対して、最高人民法院は、仲裁条項に当事者間で仲裁により紛争を解決する意思があり、仲裁規則及び仲裁地の約定があると認められるが、仲裁機関が明確に指定されていないため、当該仲裁条項は無効であるとした<sup>18)</sup>。これは、臨時仲裁を認めないという趣旨ではないようにも考

17) 無錫中級人民法院（2004）锡民三仲字第1号裁定书。

18) 最高人民法院關於德国旭普林国际有限责任公司与無錫沃可通用工程橡胶有限公司申請確認仲裁協議效力一案的請示的復函，[2003] 民四他字第23号（[http://www.shiac.org/shiac/laws\\_detail.aspx?p=0&id=158](http://www.shiac.org/shiac/laws_detail.aspx?p=0&id=158)（2020年11月30日最終閲覧））。德国旭普林國際有限責任公司与無錫沃可通用工程橡胶有限公司申請確認仲裁協議效力案，無錫高新技術產業開發区人民法院（2004）新民二初字第154号裁定书（<http://fgcx.bjcourt.gov.cn:4601/law?fn=cas025s498.txt>（2020年11月30日最終閲覧））。楊弘磊「中国内地法院紐約公約項下外国仲裁裁決司法審查之新近實踐述評」武大國際法評論，第15卷第2期，武漢大学出版社2012年版，第334頁。その後、中国の裁判所は、2006年のDMT事件（《最高人民法院關於仲裁條款效力請示的復函》，[2006] 民四他字第6号。河北省高級人民法院（2006）冀民三初字第2-1号裁定书；最高人民法院（2007）民四終字第15号裁定书）。2009年の夏新電子股份有限公司与比利時產品有限公司（《最高人民法院關於夏新電

## 外国仲裁機関による中国国内における仲裁判断の効力

えられる判断であるが、外国仲裁判断か国内判断かという判断を回避し、仲裁条項の無効という裁定を取ってしまったということとも考えられる。

以上が、従来の論争の存在と判例及び通説であるが、この判断と異なる判断が示されたのが、Duferco v. 寧波市工藝品輸出入公司事件（以下「Duferco 事件」という）である。この事件は、次のようなものである。Duferco（スイス法人）と寧波市工藝品輸出入公司是、2003年1月に冷間圧延鋼の売買契約を締結した。紛争が生じた場合には、「国際物品売買契約に関する国連条約」（以下、「CISG」という）を契約準拠法として、中国北京のICC<sup>19)</sup>において仲裁を行うと約定された。その後、契約の履行に関して紛争が生じ、Duferco は、2005年にパリの ICC 国際仲裁裁判所に仲裁を申し立てた。2007年9月21日に ICC 国際仲裁裁判所は北京で仲裁判断を示し、Duferco の申立てを認容した。そこで、Duferco は、2009年4月22日に寧波中級法院の仲裁判断の承認・執行を申し立てた。寧波中級法院は、ICC 国際仲裁裁判所の仲裁判断は、ニューヨーク条約に基づく「非国内判断」であり、ニューヨーク条約に基づく執行拒否事由もなく、ニューヨーク条約第1条第1項に基づき承認・執行するという判決を下した<sup>20)</sup>。前述の Zublin 事件などと異なるのは、ICC 国際仲裁裁判所における仲裁を約定した仲裁合意の有効性にのみ注意を払い、裁判所が言及した国内仲裁判断か外国仲裁判断であるか、臨時仲裁を認めるか否かの問題については言及することがなかったことである。そこで、Duferco 公司事件に関する判決は、中国法及びニューヨーク条約加盟時の留保宣言に明らかに違反しており、前例とすることはできないと従来の通説的考えを述べて

---

子股份有限公司与比利时産品有限公司確認經銷協議仲裁條款效力的請示的復函》，[2009] 民四他字第5号）<https://www.zgsxjls.com/article/?type=detail&id=24229>（2020年11月30日最終閲覧）

2011年の江蘇省外国貿易会社事件など、多くの事件でこの見解を確認した（《最高人民法院關於 Salzgitter Mannesmann International GmbH 与江蘇省對外經貿股份有限公司之間仲裁協議效力的復函》，（2011）民四他字第32号）。

19) ICC は、北京に代表事務所を開設している。

20) 寧波市中級人民法院（2008）甬仲監字第4号民事裁定书。

いる学者もいる<sup>21)</sup>。

## 2 国内仲裁を受理できる仲裁機関の指定要件による障壁

中国企業は、ICC 国際仲裁裁判所が中国国内で仲裁業務を行うことは認められていないという主張をしている。多数の見解は、中国仲裁法によって認められた仲裁委員会には国外の仲裁機関は含まれていないとして、中国国内にある外国仲裁機関の仲裁を約定した仲裁合意の有効性を否定している。中国企業からすれば、自国で自国の仲裁機関で仲裁を行うほうが有利との判断があるものと推察される。なお、有利か否かの判断は別としても、この見解を主張する者は、中国政府が国外の仲裁機関には市場を開放していないとしていた<sup>22)</sup>。

このような主張がなされるのは、以下の仲裁法の規定の存在による。

国内仲裁を行う仲裁機関は、仲裁法第10条3項により、仲裁委員会は、省、自治区、直轄市の司法行政機関に登録して、設立しなければならず、涉外仲裁であるとすれば、仲裁法第66条により、中国国際商會が設立した機関でなければならないからである。換言すれば、国外の仲裁機関が中国本土で仲裁を行う方式には、2つあることになる。1つは、仲裁法第10条により、中国国内に支局を設立し、中国国内で仲裁業務を行うことであり（この場合には国内事件を扱う国内仲裁業務ということになる）、もう1つは、仲裁法第66条により中国国際商會が涉外仲裁機関を設立するという手続を取る方式で中国国内に支局を設立し、中国国外で仲裁を行うものである。

ところが、ICC 仲裁規則第31条によると、仲裁地の所在国が仲裁判断の

---

21) 李慶明「境外仲裁機構在中国内地仲裁的法律問題研究」《環球法律評論》2016年第3期，189頁 <http://www.globallawreview.org/Admin/UploadFile/Issue/pglgxpkn.pdf>

22) 康明：《我国商事仲裁服務市場對外開放問題初探——兼与生長同志商榷》仲裁与法律2003年第6期；李健「外国仲裁機構在中国内地仲裁不可行」法学，2008年第128。

国籍を決定するとされる。本件は、仲裁地が広州であるため、仲裁規則に従った仲裁の国籍は中国である。仲裁法においては、中国国内で仲裁業務を行うことができる仲裁機関（仲裁委員会）に国外の仲裁機関は含まれず、したがって、国外の仲裁機関が行う仲裁は無効であり、このことから国外の仲裁機関は中国国内で仲裁業務を行うことは、仲裁法及び民事訴訟法の規定により認められないという<sup>23)</sup>。ICC 国際仲裁裁判所は、中国の仲裁機関ではない。この訴訟に関係する「最終的な仲裁判断」は、外国の仲裁機関によって行われたものであり、国内の仲裁判断でも外国の仲裁判断でもない。中国がニューヨーク条約に加盟した際に留保声明をしており、中国は他の締約国の領土内の外国仲裁機関によって行われた仲裁判断のみを承認・執行する。相互主義の原則に基づいており、外国仲裁機関が中国国内で行った仲裁判断の条約への適用は排除される<sup>24)</sup>ということになる。仲裁法第16条（仲裁合意の方式）の仲裁委員会には、国外の仲裁機関は含まれず、したがって、国外の仲裁機関が行う仲裁は無効であり、このことから国外の仲裁機関は中国国内で仲裁業務を行うことは、仲裁法及び民事訴訟法の規定により認められないとする<sup>25)</sup>。

それでも、別の見解もある。これは、「仲裁委員会」という用語は広義に解釈されるべきであり、外国仲裁機関が中国本土での仲裁に対する法的障害はないと主張して、そのような仲裁合意の有効性を支持するものである<sup>26)</sup>。

例えば、2004年12月に廈門中級人民法院は、当事者がICC 仲裁規則を適用し、北京で仲裁することに合意した仲裁条項の有効性を認めた Mech-

23) 前掲注22), 李健論文, 135頁。

24) 中国は、ニューヨーク条約の加盟に際して、「互恵留保」により、同条約の締約国（中国以外）の領域内においてなされた仲裁判断を承認・執行するとしており、それ以外の非国内仲裁判断（non-domestic award）は、ニューヨーク条約に基づけば中国で承認・執行することはできないとしている。

25) 前掲注21) に同じ。

26) 趙秀文「論 ICC 国際仲裁院在我国の承認与執行」[http://ielaw.uibe.edu.cn/images/uploads/soft/10\\_080802103452.pdf](http://ielaw.uibe.edu.cn/images/uploads/soft/10_080802103452.pdf)

el Trading AG（スイス法人）v. 厦門象嶼集團有限公司事件がある<sup>27)</sup>。この事件では、当事者間の CISG を契約準拠法とするスチールの輸出入契約における前述の仲裁条項が、仲裁法第16条及び第18条（仲裁合意の無効）の規定により、仲裁機関の約定が不明確であり、仲裁合意が無効であるという中国企業の主張が争われた。Mechel Trading AG は、仮に仲裁条項の有効性が中国法により判断されるとしても最高人民法院の「人民法院が涉外仲裁及び外国仲裁事件を処理することに関する若干の規定（意見徴取稿）」<sup>28)</sup> 第26条の「当事者が1つの仲裁機関の仲裁規則の適用を約定したが、当該仲裁機関による仲裁を約定していない場合には、人民法院はその規則を適用すべき仲裁機関が関係事件を仲裁する権利があるものと認定する」という規定により、仲裁合意は有効であると主張した。これに対して、厦門中級人民法院は、最高人民法院の上述の規定により、仲裁合意を有効と認めた。また、すでに上述した2009年4月の Dufenco 事件でも、北京で ICC 国際仲裁裁判所によって示された仲裁判断を執行する判決が下されている。

ブレントウッドが、「最高人民法院の司法解釈によれば、ICC 仲裁裁判所は中国国内で仲裁業務を行うことが認められており、ICC 国際仲裁裁判所が中国国内で仲裁により紛争を解決することを約定した仲裁合意は有効であ（る）」という主張をしている。ここで最高人民法院の司法解釈が何を指すのかの具体的な叙述はなされておらず、判然としなが、後段に関しては Dufenco 事件における法院の判決のような事実があることをいっているものとする。

---

27) 福建省厦門市中級人民法院（2004）厦民認字第81号裁定書 <https://www.lawinfocchina.com/display.aspx?id=3302&lib=case>（2020年11月30日最終閲覧）

28) 最高人民法院関于人民法院处理涉外仲裁及外国仲裁案件的若干规定（征求意见稿），最高人民法院関于人民法院处理与涉外仲裁及外国仲裁事項有關問題的通知（1995年8月28日法發（1995）18号）。

### 3 司法解釈の変更

最高人民法院の万鄂湘副院長は、「国外の仲裁機関が中国国内で行った仲裁判断は、外国仲裁判断とするのか国内仲裁判断とするのかについての規定は現時点で存在せず、判断の執行時に混乱を招いている」と述べたことがある<sup>29)</sup>。しかし、今、上述のように司法解釈に変更が見られ始めているようである。

BP Agnati S.R.L. (イタリア法人) v. 安徽省龍利得放送印刷有限公司事件 (2013年) でも最高人民法院は、当事者間の国際売買契約において約定された「この契約に起因又は関連して生じた紛争は、ICC 国際仲裁裁判所に仲裁付託し、ICC 仲裁規則に従って単独又は複数の仲裁人を選任して、終局的仲裁を行う。管轄地は、中国上海とし、仲裁は英語で行われるものとする」という仲裁条項を有効と認めた<sup>30)</sup>。有効と認める趣旨は、上述の Dufenco 事件と同様である。なお、最高人民法院に上申する前の安徽省中級人民法院では見解は分かれていたが、多数意見は、仲裁条項を有効と認めるというものであった<sup>31)</sup>。このように最高人民法院だけでなく、地方中

---

29) 万鄂湘「〈紐約公約〉在中国的司法实践」法律適用, 2009年第3期, 第6頁。  
他に、張守志・胡科・田靜 (金杜律師事務所跨境爭議解決組)「最高人民法院認可境外仲裁機構在中國內地仲裁」<https://www.chinalawinsight.com/2014/07/articles/dispute-resolution/> 最高院認可境外仲裁機構在华仲裁第一案 / (2020年11月30日最終閲覧)

30) 最高人民法院在安徽省龍利得包裝印刷有限公司与被申請人 BP Agnati S.R.L. 申請確認仲裁協議效力案中批復, 認可選任國際商會仲裁院仲裁, 管轄地為上海的仲裁協議有效 (2013年3月作出的《最高人民法院關於申請人安徽省龍利得包裝印刷有限公司与被申請人 BP Agnati S.R.L. 申請確認仲裁協議效力案的復函》([2013] 民四他字第13号)) 涉外商事海事審判指導, 第26輯, 125-129頁。

31) 「最高人民法院關於人民法院處理與涉外仲裁及外國仲裁事項有關問題的通知」(1995年8月28日法發[1995]18号), 「最高人民法院關於人民法院撤銷涉外仲裁裁決有關事項的通知」(1998年4月23日法[1998]40号) 建立的“報告制度”: 「おおよそ一方の当事者が人民法院に我が国の涉外仲裁機関の判断の執行を申し立てる場合、…人民法院が我が国の涉外仲裁機関の判断が民事訴訟法第260条の事由の一があると認定するときには、…判断不執行を裁定する前に、

級人民法院においても、外国仲裁機関による仲裁を有効と認める方向に変わりつつあるように思われる。この傾向が顕著に現れ、規範化されたものとして、最高人民法院が2017年1月9日に「自由貿易実験区建設のために司法保障を提供することに関する意見」<sup>32)</sup>（以下、「自由貿易区司法保障意見」という）を發布したことが挙げられる。この第9条に以下の3つの着目される内容がある。

第一に、(1)渉外的要素の概念を拡大し、自由貿易区内に設立・登記された外商投資企業にも渉外的要素、すなわち外国の領域に関わる要素があるということ認めるとするものである。これまで中国は、中国国内で登記された企業は、外商投資企業であっても国内企業であり、渉外性はないという判断をしていた。このために商事紛争処理は、原則として中国国内の国内仲裁機関によるしかなく、中国国内の仲裁機関であっても渉外仲裁機関における仲裁は否定されることがあった。このことは、外商投資企業にとっては不利であると考えられていた。

第二に、(2)自由貿易区内に設立・登記された外商独資企業間の商事紛争について国外仲裁を認めることである。上述の(1)との関連で、外商投資企業間の紛争であれば、当事者の意思で中国国内の渉外仲裁機関ではなく、国外の国際商事仲裁機関における仲裁が許容されることになった。

第三に、(3)自由貿易区内に設立・登記された企業間が中国国内の仲裁地、仲裁規則、仲裁人を特段に定めて紛争を解決する仲裁合意をした場合には、人民法院はこれを有効な仲裁合意とするということである。これは、中国法において臨時仲裁はこれまで認められていなかったところ、自

---

必ず本管轄区の高級人民法院に報告し、審査を得なければならない。もし高級人民法院が不執行…に同意する場合には、その審査意見を最高人民法院に報告しなければならない。最高人民法院の回答の後、不執行の裁定…をすることができる。」

32) 最高人民法院「関于為自由貿易試験区建設提供司法保障的意見」法発〔2016〕34号 <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-34502.html>（2021年11月30日最終閲覧）



由貿易区内企業間の商事紛争に限って中国が臨時仲裁を認めるということである。

このような方針転換は、いかなる理由からなのか。中国が、国内仲裁業務を外国仲裁機関に開放し、国際化を図るニーズがあるからであると考えられる。そうであるから、これを確実にするために仲裁法の改正が進められているものと推察する。そこで、次に中国国内の仲裁業務の外国仲裁機関への開放状況、外国仲裁機関の中国における代表事務所及び支局の開設状況、仲裁法改正案について検討する。

## IV 仲裁法の改正——中国国内仲裁業務の開放と国際化

### 1 中国国内仲裁業務の開放

2015年11月20日、香港国際仲裁センター上海駐在員事務所が発足し、中国に正式に参入した最初の国外仲裁機関になった。ただし、香港国際仲裁センター上海駐在員事務所の法的性質は、駐在員事務所<sup>33)</sup>であり、業務活動を行うことは許可されていない。したがって、法的な意味での仲裁機関ではない<sup>34)</sup>。同様に、2016年2月24日、ICC国際仲裁裁判所が上海自由貿易区に駐在員事務所を設立した。2016年3月3日、シンガポール国際仲裁センターが上海自由貿易区に駐在員事務所を設置した。

しかし、その後は外国仲裁機関が駐在員事務所ではなく、支局の設置を始め仲裁業務が正式に認められるようになる。中国（上海）自由貿易試験区、中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区、中国（北京）自由貿易試験区は、外国仲裁機関が自由貿易区に業務機関を設立し、国際商事、海事、

---

33) 駐在員事務所は、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」に基づき設置され、同条例第2条で当該外国企業は、業務に係る非営利活動を行うことができるとされており、営業活動は認められない。

34) 牟笛「外国和境外仲裁機構在華仲裁的源流与演变」上海律師，2016年第09期  
<http://www.lawyers.org.cn/info/80dbcbd9c0c54441aeffd5401bc120dd>（2020年11月30日最終閲覧）

投資などの分野から生じた民商事紛争について涉外仲裁業務を行うことを許可する文書を発布している。2019年10月12日に発布された「外国仲裁機関が中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区に設立する業務機関の管理弁法」は、外国仲裁機関が、①事件を受理し、審理、聴聞、判断を示し、②事件の管理及び業務を提供し、③コンサル業務、ガイダンス、教育、シンポジウムを行うことを業務内容とすることを認めている。さらに、2019年12月に最高人民法院は、上海市の決定を支援するという文書を発布した。2020年8月、中国国务院は、外国仲裁機関及び紛争解決機関が、仲裁業務を行うために北京に事務所を開設することを許可し<sup>35)</sup>、これに最高人民法院も応えて、支援を表明した<sup>36)</sup>。これにより、上海と北京に事務所が設置されているため、これらの機関による仲裁判断は、外国の仲裁判断ではなく、涉外事件に関わる中国の仲裁判断（涉外仲裁判断）と見なされるものとなる。

その後、香港国際仲裁センター、シンガポール国際仲裁センター、ICC国際仲裁裁判所、韓国商事仲裁裁判所、世界知的財産機関上海仲裁調停センター、国際スポーツ仲裁裁判所といった国際仲裁機関が、上海自由貿易試験区に事務所を開設している。また、深圳市に中国国内初の国際仲裁ビルが落成している。国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）、世界銀行国際投資紛争解決センター（ICSID）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、ICC国際仲裁裁判所（ICC-ICA）、スイス商業会議所仲裁裁判所（SCAI）、シンガポール国際調停センター（SIMC）などが、事務所開設の準備中であると

---

35) 国务院《关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复》[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content\\_5541291.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm), (2020年11月30日最終閲覧)

36) 最高人民法院《关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复》[http://kfqgw.beijing.gov.cn/zwgkfq/ztl/lqztkfq/kfzckfq/bjzckfq/202104/t20210408\\_2348520.html](http://kfqgw.beijing.gov.cn/zwgkfq/ztl/lqztkfq/kfzckfq/bjzckfq/202104/t20210408_2348520.html) (2020年11月30日最終閲覧)

いう<sup>37)</sup>。これらは現時点では駐在員事務所であるが、いずれは支局の開設を予定しているのかも知れない。

## 2 仲裁法改正と国際化

外国仲裁機関が、中国国内で仲裁業務を行うことができるか否かについて、従来から、(1)仲裁判断の性質（国内仲裁判断，涉外仲裁判断，又は外国仲裁判断の何れに分類されるのか）の問題，及び(2)外国仲裁機関が中国国内で仲裁業務を認められる機関であるためには、仲裁法に基づき登記された機関であるか否かという問題がある。仲裁業務の対外開放が進展しているが、現時点では、上海及び北京の自由貿易試験区において認められているに過ぎない。さらに仲裁業務を対外開放し、世界の仲裁センターになろうとするのであれば、仲裁法を改正する必要がある。

1995年9月1日に施行された仲裁法の第1次改正案が、パブリックオピニオンを求めるために2021年7月30日に発布された。中国共産党中央弁公庁及び国务院弁公庁の「仲裁制度を整備し、仲裁の信用力を向上させることに関する若干の意見」<sup>38)</sup>に応じた改正案であり、司法部（省）の説明では、社会主義市場経済の確立、発展に伴い、重要な民商事法を制定する一環であり、国内外の紛争解決分野で通用する制度規範を定めるという<sup>39)</sup>。改正案は、全99条で現行法に19条加えたものである。以下、外国仲裁機関の国内仲裁事件の受理可能性に関わる仲裁法の改正案についてごく簡単に検討する。

第一に、(1)外国仲裁機関が中国国内で国内・涉外仲裁業務を行う場合の障害であった、仲裁法第10条3項の登記要件（国内仲裁）、第66条の中国

---

37) <https://xw.qq.com/cmsid/20210723A0EWGO00>（2020年11月30日最終閲覧）

38) 中共中央弁公庁 国务院弁公庁「関于完善仲裁制度提高仲裁公信力的若干意見」[http://www.gov.cn/zhengce/2019-04/16/content\\_5383424.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2019-04/16/content_5383424.htm)（2020年11月30日最終閲覧）

39) <https://mp.weixin.qq.com/s/MwOn56Wc3mV0JdnUY3Exsw>（2020年11月30日最終閲覧）

国際商会による設立機関要件（涉外仲裁）が、改正案では、次のようになっている。国内仲裁については、改正案第11条で國務院司法行政部門が認可した後に、省、自治区、直轄市の司法行政機関に登録して、設立するという規定案が示されている。現行法との違いは、國務院司法部（省）の認可事項となっている点だが、國務院司法部の認可を地方政府が拒否することではなく、行政区画を意識せずに外国仲裁機関は中国国内に支局を開設できるということになるのであろう。

第二に、(2)仲裁合意に仲裁付託する仲裁委員会の名称を記載しなければならないという規定（第16条第2項第3号）について、改正案では、「仲裁委員会」という表現そのものがなくなっている（改正案第21条）。最高人民法院は、従来から仲裁機関の名称が仲裁合意書に誤って記載されていても、独自の明確な仲裁機関を推定できる限りは、仲裁合意を有効と認めるという見解であったが、「仲裁委員会」を削除することにより、仲裁合意の意思があれば十分であるとしたものである。

第三に、(3)第66条第1項の涉外仲裁委員会は、中国国際商会が組織して設立するという規定について、改正案で第7章に「涉外仲裁の特別規定」に関する特段の章立て（改正案第88条～第93条）があるのは現行法と変わらないが、「涉外仲裁委員会」という用語はなくなった。涉外的要素のある事件は、涉外仲裁人が仲裁業務を行い（改正案第89条）、涉外仲裁合意の効力は、当事者が約定した仲裁の準拠法又は約定がない場合は仲裁地法を適用し、この双方ともない場合には人民法院が仲裁合意の効力を認定するとし（改正案第90条）、当事者が仲裁機関を約定するか、又は直接に仲裁廷の設置を約定できる（改正案第91条）としている。これは、現行仲裁法18条が、仲裁委員会に関する約定がないか又は約定が不明確な仲裁合意は無効とすると規定しており、これにより、中国は臨時仲裁を認めないという姿勢を示し、この点において中国内国法とニューヨーク条約の衝突があったところ<sup>40)</sup>、臨時仲裁を認めるということも意味する改正である。将

---

40) 臨時仲裁が認められる事案もある。海事仲裁については、仲裁合意において

来的には、国内仲裁、涉外仲裁、外国仲裁を平等に扱うという姿勢が示されつつあるのかと考える。

### 3 残された課題

上述してきたとおり、中国は、外国仲裁機関が中国国内に事務所又は支局を設置し、仲裁業務を行うことを広範に認める方向で司法解釈を変更し、仲裁法改正を進めつつある。それでもなお、全国各地で統一的な司法解釈がなされるという保証はなく、現時点で法改正が整ったわけでもない。仲裁法の最終的な改正を見るまでは明確にならない点である。

同時に、本稿では叙述してこなかった問題として、中国国内の外国仲裁機関が受理して示した仲裁判断、及び外国仲裁機関による中国国内の臨時仲裁判断の取消し、又は承認・執行に関する司法監督の問題がある。上海や北京に設置された外国仲裁機関による仲裁判断は、外国の仲裁判断ではなく、涉外事件に関わる中国の仲裁判断とみなされるものとなる。このことは、中国の法院が司法審査を行う場合、その法的根拠はニューヨーク条約ではなく中国の民事訴訟法になることを意味する。この仲裁判断は中国の法院によってさらに厳格な監督の対象となり、外国仲裁機関にとっては朗報ではないかも知れないという見解もありそうである。

当事者は、仲裁合意において外国仲裁機関を選択し、同時に中国本土の仲裁地を選択する場合、事前に中国の基準を知っておく必要がある。そこで、この点について、現時点の仲裁法改正案を簡単に検討する。

#### (1) 取消し、及び差戻し制度について

仲裁法改正案は、第5章（第77条～第81条）で「仲裁判断取消しの申立

臨時仲裁を規定した条項を有効とし、ロンドンで行われた臨時仲裁を中国の社会公共利益に反するものではないとした事案がある。また、最高人民法院の「香港仲裁判断の内地における執行の関係問題に関する通知」は、当事者が中国の裁判所に香港特別行政区で行われた臨時仲裁、ICC 仲裁裁判所など国外仲裁機関の行った仲裁判断の執行を請求する場合には、中国の裁判所は「内地と香港特別行政区の仲裁判断の相互執行に関する調整」の規定により審査すると定めている。

て」（差戻しを含む）について規定している。従来の国内仲裁と涉外仲裁の区別を撤廃し、統一を図った。このことが最大の変化である。取消し事由は、現行仲裁法と変わることはなく、仲裁合意の不存在、仲裁合意の無効、仲裁範囲の踰越、仲裁廷又は仲裁手続の違法性、仲裁人の贈賄、証拠の偽造などである（改正案第77条）。差戻しは、取消し事由があっても当事者が仲裁による解決を望む場合には、当事者の意思を尊重し、差戻しとする（改正案第80条）。当事者が、人民法院の取消申立てに対する裁定に不服がある場合には、上級法院に不服申立てをすることができる制度が追加された（改正案第81条）。

上述の改正案が示されているが、当然ながら仲裁判断を取り消すか否かは人民法院の裁量であることは、今後の司法実務の問題として留意しておかなければならないことである。

## （2）執行制度について

仲裁判断の執行については、改正案第6章第82条～第87条に規定がある。改正案では、当事者が執行手続段階において、執行拒否の審査を申し立てることができる規定を削除し、同時に執行法院に仲裁判断が公序に反することがないか否かの審査権を付与している（改正案第82条）。国内仲裁と涉外仲裁の審査基準も統一した（改正案第83条）。また、紛争当事者以外の第三者が、執行手続の過程で異議を申し立てることができるようにし（改正案第84条）、権利侵害の訴えを提起する権利を与えている（改正案第85条）。さらに、民事訴訟法及び関係司法解釈の規定を取り入れ、外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を加筆し、人民法院は、中国が締結しているか、又は加盟している国際条約、もしくは相互主義の原則により処理するとしている（改正案第87条）。

外国仲裁機関が中国本土で仲裁を行う方法、手続は、当事者及び外国仲裁機関に対する利便性を与え、国際的基準に沿ったものになりつつあると評価できるだろう。ただ、仲裁判断の執行が公序に反さないか否かの判断基準を国内仲裁と涉外仲裁で統一するという場合に、この公序が国際公序ではなく、国内公序（中国語で「社会公共利益」と書かれている）になる

ということがあるとするれば、新たに大きな問題となろう<sup>41)</sup>。

## V ま と め

中国は、仲裁法により、中国国内において仲裁業務を行えるのは、中国に正式に登録された常設の仲裁機関のみであり、外国仲裁機関による中国国内における臨時仲裁は認めてこなかった。2004年の Zublin 事件で、仲裁合意における仲裁機関の約定が不明確であるが故に仲裁合意は無効であるとしたのがその典型である。しかし、その後、2008年の Dufenco 事件では、ICC 国際仲裁裁判所による北京での仲裁判断を「非国内判断」であり、ニューヨーク条約に基づき承認・執行するとした。Dufenco 事件、Mechel Trading AG (スイス法人) v. 厦門象嶼集団有限公司事件、2013年の BP Agnati S.R.L. (イタリア法人) v. 安徽省龍利得放送印刷有限公司事件も同様である。ただ、これらは、完全に国際取引契約であったということも、ICC 国際仲裁裁判所ほかの外国仲裁機関の中国国内における臨時仲裁を認めた理由と考えられる。これに対して、プレントウッド事件は、国際取引契約から生じた紛争を ICC 国際仲裁裁判所が中国国内で臨時仲裁を行ったものを外国仲裁判断とはせずに、中国国内で適用する涉外仲裁判断として認めた点に大きな違いがある。このプレントウッド事件が先例となるならば、今後、外国仲裁機関は、国際取引契約だけでなく、中国国内に登録された中国法人間（外資系企業を含む）の取引についても仲裁業務が行えるということになる。この点で、中国は、外国仲裁機関に中国国内の仲裁業務を開放する準備を整えつつあるのではないかと評価することができる。

中国が、外国仲裁機関に中国市場を開放しつつあるということだけではなく、例えば、2019年に上海市党委員会と市政府は、「仲裁管理メカニズ

---

41) 公序の問題に関しては、例えば、梶田幸雄「中国における外国仲裁判断の承認・執行拒否事由としての公序」法学新報（山内惟介先生退職記念論文集）、第123巻5・6号、117-145頁。

ムの改善、仲裁の信頼性の向上、グローバル指向のアジア太平洋仲裁センターの建設の加速に関する実施意見」及び「改革と改革の支援に関する若干の意見」により、新時代の質の高い開発を実現するために浦東新区をさらに開放し、上海国際紛争解決センターを設置し、上海を国際紛争解決のプラットフォームにするという計画を打ち出している。中国は外国仲裁機関に自らの市場を開放することをテコにして、中国自身が世界の紛争解決センターになろうという意欲も示している<sup>42)</sup>。そうであるから、外国の仲裁機関も積極的に中国に事務所、支局を開設してきている。ICCの統計によると、ICCが受理した仲裁事件の中で、中国企業が当事者となった事件は、2015年に前年比12%増えている<sup>43)</sup>。このようなことも鑑みて、さらに中国関係の紛争が増えるであろうことを見込んで、ICCは積極的に中国に仲裁裁判所の事務所を設置しているものと推察する<sup>44)</sup>。

ただし、外国仲裁機関が中国本土で仲裁を行うことが認められるようになってきたとはいうものの、それでも、さらに明確にすべき問題が多数存在することも外国企業は留意しなければならない。例えば、国外の仲裁機関が中国国内で行った仲裁判断を国内の涉外仲裁判断とすることが今後も明らかになったか否かは判然としない。これに関する規定は現時点で存在しないからである。仲裁法改正の中で、仲裁判断の取消し及び差戻し制度、執行制度がどのように改正されるかを待つ必要もある。

---

42) このような中国の政策は、“一帯一路”構想の推進に資するという戦略もその背景にあるだろう。

43) The International Chamber of Commerce (ICC) has become the first non-Asian headquartered dispute resolution institution to establish an office in mainland China. <https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/new-shanghai-office-lays-groundwork-for-icc-asia-developments/>（2020年11月30日最終閲覧）

44) なお、蛇足であるかも知れないが、日本は、ICC国際仲裁裁判所やその他外国仲裁機関の中国に対する取組みを見たとき、中国を侮ってはならず、日本企業の対中経済貿易が相手国としては相互に最大であることを考えても、積極的に中国関係機関にアプローチすることが必要なのではないだろうかとも考える。



外国仲裁機関による中国国内における仲裁判断の効力

表1 外国仲裁機関(ICC)による中国国内におけるad hoc仲裁判断の認定状況の変化

事件名	涉外性	仲裁機関/地	法院	判決年	判決内容
Zublin 事件(一番)	国際建設 工事請負	ICC/ad hoc 上海	無錫中級法院	2004	外国仲裁判断と 認定
Zublin 事件(上申)	同上	同上	最高人民法院	2004	仲裁合意は無効
Mechel 事件	国際貿易 契約	ICC/ad hoc 北京	厦門中級法院	2004	仲裁合意は有効。 国内・外国仲裁 判断の言及なし
Duferco 事件	同上	ICC/ad hoc 北京	寧波中級法院	2009	同上
BP Agnati 事件	同上	ICC/ad hoc 上海	最高人民法院	2013	同上
プレントウッド 事件	国際貿易 取引	ICC/ad hoc 広州	広州中級法院	2020	涉外仲裁判断と 認定

注：本文中の各事件により，筆者が作成した。

ロンドン大学クイーンメアリー校による「2021 International Arbitration Survey : Adapting arbitration to a changing world」は，現地の裁判所と司法制度による仲裁に対する支援，中立性及び公平性，仲裁合意の承認と仲裁判断の執行状況が，仲裁を機能させる鍵であると指摘している<sup>45)</sup>。仲裁実務において，中国はなお仲裁法改正にとどまらず，司法解釈などにおいても整合性を取るよう整備が必要であり，仲裁人及び裁判官の養成なども進められなければならないだろう。

45) [http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021\\_19\\_WEB.pdf#:~:text=The%202021%20International%20Arbitration%20Survey%2C%20titled%20%E2%80%98Adapting%20arbitration,for%20international%20arbitration%20to%20adapt%20more%20and%20better](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021_19_WEB.pdf#:~:text=The%202021%20International%20Arbitration%20Survey%2C%20titled%20%E2%80%98Adapting%20arbitration,for%20international%20arbitration%20to%20adapt%20more%20and%20better) (last visited Dec. 30, 2020)

**Effectiveness of Arbitral Awards in China by Foreign Arbitral Institutions:  
Internationalization of Chinese Arbitration-Changes in Judicial  
Interpretation and Proposed Amendments to the Arbitration Law**

Yukio KAJITA

**Summary**

China is trying to promote the internationalization of international commercial arbitration. Now, China is in the process of amending the Arbitration Act (enforced in 1995). The Chinese Communist Party and the General Office of the State Council presented a draft amendment to the Arbitration Law at a meeting of the Standing Committee of the National People's Congress on July 30, 2021, and are listening to public opinions.

One of the important issues in amending the arbitration law is whether or not to allow foreign arbitration institutions established in China to carry out arbitration operations in China. Previously, Chinese courts either invalidated an agreement by a foreign arbitral institution to arbitrate within China or regarded it as a foreign arbitral award. Practical work is ahead on this issue. There are already some cases in which foreign arbitral institutions have approved and enforced arbitral awards made in mainland China. "Brentwood Industries v. Guangdong Fa-anlong Mechanical Equipment Manufacture Co. Ltd." is the first case in which a Chinese court considers an arbitral award made by a foreign arbitral institution in mainland China as a Chinese arbitral award. In this case, the International Chamber of Commerce (ICC) Arbitration Court conducted ad hoc arbitration in Guangzhou, and the arbitral award was found valid by a Chinese court.

However, the arbitration law has not yet been amended. Therefore, it is unclear whether similar cases will be ruled in courts across China. Therefore, in this paper, I studied the following problems. First, I summarized the issues regarding the effectiveness of arbitral awards in China by foreign arbitral institutions in the Brentwood case. Second, I clarified a new issue in the Brentwood case, considering the court's perspective on previous arbitration cases in China by foreign arbitral institutions. Thirdly, I would like to present the problems that exist in the arbitration law amendment related to the above issues and the views on the amendment.